

令和3年10月18日

保護者の皆様へ

常滑市教育委員会

愛知県嚴重警戒措置解除後の学校教育活動について（お知らせ）

清秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃は常滑市の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの新規陽性者数の大幅な減少傾向を受け、本日18日に「愛知県嚴重警戒措置」が解除されました。そこで、学校における教育活動についても、引き続き感染防止対策を徹底しながら、これまで制限してきた学習活動についても、下記のとおり再開することとします。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

【愛知県嚴重警戒措置の解除を受け、制限を解除し再開する学校教育活動】

- 近距離での対面方式や一斉に大きな声で話す活動（マスク着用）
- 音楽科の授業における合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカなどの管楽器演奏（合唱する場合はマスク着用）
- 体育科（保健体育科）における児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動（必要に応じてマスク着用・運動を行っていないときは可能な限りマスク着用）
- 家庭科（技術・家庭科）におけるグループによる調理実習（食事中以外はマスク着用）
- 中学校の部活動（詳細は各顧問から聞いてください）

【愛知県嚴重警戒措置の解除を受け、変更する対応】

- 9月1日以降、「お子さんに発熱等のかぜ症状があり、すぐに治まった場合でも、念のため1日程度登校を控え、病院を受診し、経過観察を行ってください。」としてきました。
今後は、すぐに治まった場合については、朝の検温・健康観察の状況を考慮の上、その日の登校について判断してください。

常滑市では、感染拡大防止の観点から、児童生徒、同居の家族（保護者・兄弟姉妹など）が感染者や濃厚接触者となった場合だけでなく、感染者や濃厚接触者になる疑いが生じた場合にも、登校を控えていただくようお願いしております。必ず学校へ連絡し、相談してください。

学校内における感染拡大防止のために、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】

常滑市教育委員会 学校教育課

電話 0569-47-6129（直通）

電子メール gakkokyo@city.tokoname.lg.jp